

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 結核予防法による指定医療機関の辞退
 - 家畜のブルセラ病検査等の実施
 - 林業種苗法による講習会の開催
 - 土地改良事業計画の適否の決定(七件)
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定
 - 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
 - 風俗営業等取締法による聴聞
 - 古物営業法による聴聞
- ◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第九百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十一年十一月一日現在の地番による。)
大字名和 字清水ノ前	大字名和字清水ノ前のうち一三八九の二以外の区域
大字名和 字上山崎	大字名和字上山崎の全域及び大字名和字清水ノ前一三八九の二

鳥取県告示第九百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前 嶋 眼 科 医 院	鳥取市元町二二六番地	昭和五十一年十一月十八日
駅南産婦人科クリニック	鳥取市富安一丁目 一三九番地二	昭和五十一年十一月十九日

鳥取県告示第九百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭 和 五 十 一 年 十 二 月 一 日	福 島 薬 局	境 港 市 中 町 九 三 番 地

鳥取県告示第九百九十号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育

している雌牛で、昭和五十二年四月一日以後放牧しようとするもの

倉吉市、福部村、若桜町、智頭町、用瀬町、佐治村、郡家町、八束町、気高町、鹿野町、泊村、羽合町、関金町、赤碕町、江府町、日野町及び日南町

2 鳥取県の区域において飼育している牛（1に掲げる牛を除く。）で、昭和五十二年四月一日以後放牧しようとするもの

四 実施の期日

昭和五十二年一月十日から同年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第九百九十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び開催場所

開 催 日 時	開 催 場 所
昭和五十二年一月二十一日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町二丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎第一会議室

三 講習科目及び講習時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(千円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、昭和五十二年一月十四日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具、印鑑及び昼食

鳥取県告示第九百九十二号

昭和五十一年十月二十一日付けで羽合町から申請のあった土地改良(橋津地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十三号

昭和五十一年十一月十日付けで羽合町から申請のあった土地改良(山東地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十四号

昭和五十一年十一月十日付けで羽合町から申請のあつた土地改良(寺畷地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適用と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十五号

昭和五十一年十一月十一日付けで米子市から申請のあつた土地改良(彦

名地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適用と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十六号

昭和五十一年十一月十一日付けで米子市から申請のあつた土地改良(東八幡地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適用と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十七号

昭和五十一年十一月十一日付けで米子市から申請のあつた土地改良（泉地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十一年十一月十一日付けで米子市から申請のあつた土地改良（日下地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十五日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年八月十日 鳥取県指令受都計第四百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字大膳及び字大曲り(一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成八三四

株式会社相互信販

取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第千号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和五十一年十二月十三日	指定番号	四一七	住、所	米子市中町二〇米子市役所内	氏名	株式会社山陰合同銀行倉吉市役所出張所長	売りさばき場所	住所と同じ。
指定年月日	昭和五十一年十二月十三日	指定番号	四一六	住、所	倉吉市葵町七三二倉吉市役所内	氏名	株式会社山陰合同銀行倉吉市役所出張所長	売りさばき場所	住所と同じ。

四一八	鳥取市湖山町北二丁目四一六	株式会社山陰合同銀行湖山支店長	住所と同じ。
四一九	境港市湊町二二六	株式会社山陰合同銀行境港支店長	住所と同じ。
四二〇	鳥取市吉成七八六の二	株式会社鳥取銀行吉成支店長	住所と同じ。

鳥取県告示第千一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社松江相互銀行の項中

鳥取支店	鳥取市戎町
鳥取支店	鳥取市興南町

を 鳥取支店 鳥取市戎町 に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年十二月二十三日 午後三時三十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市住吉町八二番地 倉恒八郎

鳥取県公安委員会告示第五十六号

古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十一年十二月二十三日 午後三時三十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

八頭郡家町大字門尾塚本二四番地の一〇 山本憲治